

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	屯田・茨戸通埋蔵文化財発掘調査支援業務
発 注 課	建設局土木部工事課（街路工事）
選 定 事 業 者	丸栄山下建設株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、屯田・茨戸通（西茨戸地区）で行っている埋蔵文化財発掘調査箇所の埋戻しを行うものである。</p> <p>当箇所で発掘調査を行っている市民文化局文化部文化財課から発掘箇所の埋戻しについて、当箇所が道路予定地であることなどの理由により、建設局土木部に施工依頼がありました。</p> <p>発掘調査は11月上旬に終わる予定であり、その後現場発生土で埋戻しを行いますが、降雪前に行わなければなりません。このため、文化財課発注の「埋蔵文化財発掘調査重機掘削及び現場管理業務（西茨戸地区）」の受注者で、現場状況を熟知し準備期間等の短縮を図ることができる上記業者に特定するものである。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）</p>
決 定 日	平成30年10月23日